

起案	令和4年4月13日			起案者 氏名 山城 勇斗	名護市農業委員会 (電話)内線272			《決裁年月日》 		
決裁区分	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input checked="" type="checkbox"/> 課長									
保存年限	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 30									
情報公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開			順序 9	市長	順序 8	副市長	順序 7	文書審査 順序 総務課長	
	<input type="checkbox"/> 部分公開	<理由> 名護市情報公開条例							順序 文書法規 係長	
	<input type="checkbox"/> 非公開	第7条第__号に該当								
主管	部課名 名護市農業委員会		順序 0 0	部長 5	順序 4	課長 (主幹) 山城	順序 3	係長 (主査) 山城	順序 2	文書主任審査 順序 1 山城
合議先	公印使用承認欄		確認欄	一般用	契約用	その他		その他の場合 公印の種類		
文書番号	名 第 号					文書年月日	令和4年4月13日			
宛先						発信者				

件名 名護市農業委員会総会議事録について

標記の件について、農業委員会等に関する法律第33条に基づき、総会議事録案を作成したので、議事録署名人確認の上、名護市ホームページ上に掲載してよろしいでしょうか。お伺いします。

### 記

総会名： 第19回総会

総会開催日： 令和4年3月28日

補足：

法第33条(議事録)

会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

# 議事録

第 17 期名護市農業委員会

第 19 回 総会

令和 4 年 3 月 28 日（月）

## 名護市農業委員会 第19回総会

開催日時 令和4年月28日(木)午後10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 獻	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	×
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	×	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「○」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第111号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第113号 農用地利用集積計画の意見決定について

第114号 非農地証明願いについて

第115号 事務局職員の任免について

報告 農地法第5条許可申請の取消について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は7番  
8番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。  
では、これより「第19回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積3,388m<sup>2</sup>(2筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数150日。計画作物はレイシ。  
整理番号2番 農振農用地内、面積2006m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はサトウキビ。  
整理番号3番 農振農用地内、面積6,629.07m<sup>2</sup>(12筆合計)。新規就農のための賃借権。従事者3名、主従事日数100日。計画作物はサトウキビ、ミカンとなっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 111 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 1033 m<sup>2</sup>。貸し駐車場の為の申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住居専用地域)となっており、始末書付きの案件となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 112 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用地域外、面積 165 m<sup>2</sup>。貸し駐車場及び倉庫での所有権移転。第 1 種農地(10 戸連たん) となっており、過去に 5 条で転用許可を受けていましたが許可後、事業計画が変更となったため、5 条取消し後の申請となっております。

整理番号 2 番 農用地域外、面積 198 m<sup>2</sup>。一般住宅での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん) となっており、こちらも整理番号 1 番と同様に 5 条で転用許可を受けていましたが許可後、事業計画が変更となったため、5 条取消し後の申請となっております。

整理番号 3 番 農用地域外、面積 1099 m<sup>2</sup>(2 筆合計)。資材置場及び駐車場での所有権移転。農地区分は第 1 種農地 と なって お り ます。なお、整理番号 3 番につきましては、例外規定のいずれにも該当しない第 1 種農地であり原則転用不可となる為、事務局といたしましては不許可相当で判断しております。

整理番号 4 番 農用地域外、面積 380 m<sup>2</sup>。貸し資材置場での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近接)一団農地は 0.1 ha となっております。

整理番号 5 番 農振地域外、面積 245 m<sup>2</sup>。一般住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地 (第 1 種低層住居専用地域) となっており、5

事務局

条許可取消同時申請となっております。

整理番号 6 番 農振地域外、面積 332 m<sup>2</sup>。一般住宅での所有権移転。  
農地区分は第 3 種農地（羽地支所から 300m 以内）となっております。

整理番号 7 番 農用地域外、面積 1216 m<sup>2</sup>。資材置場での所有権移転。  
農地区分は、第 2 種農地（市街地近接）一団農地は 2.1ha となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件について整理番号 3 番以外を可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

#### (第 113 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局

令和 4 年 3 月 22 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 9 名。譲受人 10 名。設定筆数 25 筆、面積 35,593 m<sup>2</sup>。内 貸借権 15 筆、使用貸借権 6 筆、となっています。

整理番号 1 番～2 番 5 年の貸借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番 5 年の貸借権。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 250 日。

整理番号 4 番 10 年の使用貸借権。予定作物は菊。稼働日数は 250 日

整理番号 5 番～6 番 3 年の貸借権。予定作物はハーブ類。稼働日数は 250 日

整理番号 7 番 3 年の貸借権。予定作物は牧草。稼働日数は 250 日。

整理番号 8 番 10 年の貸借権。予定作物はバナナ。稼働日数は 150 日。

整理番号 9 番～10 番 11 年の貸借権。予定作物は牧草。稼働日数は 150 日。

整理番号 11 番～13 番 10 年の使用貸借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日。となっております。

整理番号 14 番 10 年の貸借権。予定作物は野菜、稼働日数は 250 日

整理番号 15 番～16 番 20 年の使用貸借権。予定作物はパイン、稼働日数は 250 日となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 114 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用地域内、面積 567 m<sup>2</sup>。当該地は山林化しており、側には用水路が通っており進入路がない土地となっていた。農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 農用地域外、面積 2606 m<sup>2</sup>(2 筆合計)。当該地は袋地となっており山林化している状態であった。農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 農用地域外、面積 36 m<sup>2</sup>。当該地は住宅の侵入路として使用されており隣接農地もなく、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 4 番 農用地域外、面積 922.7 m<sup>2</sup>(3 筆合計)。当該地は傾斜地となっており山林化している状態であった。農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 5 番 農用地域外、面積 2.86 m<sup>2</sup>。当該地は小面積の土地で隣接する宅地のブロック塀が一部越境している状態であった。農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 農用地域外、面積 1093 m<sup>2</sup>。当該地は資材置場として利用されているため、非農地では無く転用での申請が妥当だと考える。証明相当とはいえない。

整理番号 7 番 農用地域外、面積 216 m<sup>2</sup>。当該地は平地となっており荒廃している状態でもない。農地としての利用は困難であるとは考えられず証明相当とはいえない。

整理番号 8 番 農用地域外、面積 29 m<sup>2</sup>。当該地は平地となっており荒廃している状態でもない。農地としての利用は困難であるとは考えられず証明相当とはいえない。

整理番号 9 番、農用地域外、面積 305 m<sup>2</sup>。当該地は平地となっており荒廃し

ている状態でもない。農地としての利用は困難であるとは考えられず証明相当とはいえない

整理番号 10 番、農振地域外、面積 33 m<sup>2</sup>。当該地は公衆用道路として使用されており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 11 番 農振地域外、面積 293 m<sup>2</sup>。当該地は道路として使用されており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

委員 整理番号 6～9 番について非農地証明としての申請は否としていいのではないか。

事務局 整理番号 6 番について平地で荒廃している訳ではない為、非農地証明での申請では証明相当では無いと判断。整理番号 7～9 番について現況が違反転用に近しい状態の為、4 条・5 条での転用申請とし、非農地証明での申請では証明相当では無いと判断。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件は整理番号 6 番～9 番以外を可とし、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第 115 号 事務局職員の任免について)

議長 下記のとおり事務局職員の異動がありましたので、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づき、総会の議決を行います。

異動者 (出) 平良 和士 (入) 古川 裕太

当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので、当該案件を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 19 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会會議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 伊波 實 印

署名委員 具志堅 安盛 印